

お客さま 各位

## 「未利用口座管理手数料」新設に伴う預金規定の改正について

平素は、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、弊庫では、令和3年11月1日より「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことに伴い、関係規定を以下のとおり改正させていただきますので、お知らせします。

### 【改正する規定】

普通預金規定、普通預金(無利息型)規定、貯蓄預金規定

### 【改正日(施行日)】

令和3年9月28日(令和3年11月1日)

### 【改正内容】

普通預金規定、普通預金(無利息型)規定は第4条に、貯蓄預金規定については第5条に「未利用口座管理手数料」の条項を新設いたします。

#### <新設条項>

(未利用口座管理手数料)

- (1) この預金について、所定の期間ご利用がないなど当金庫が定める条件を満たす場合、未利用口座として取り扱うものとし、預金者は、所定の未利用口座管理手数料を支払うものとし、具体的な条件や未利用口座管理手数料の金額等については、当金庫ホームページ上で公表します。
- (2) 未利用口座管理手数料は、当金庫が定める所定の支払日において、当金庫がこの預金口座から、払戻請求書等によらず引き落とす方法で支払うものとし、
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座について、当金庫は、この預金口座の残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約されるものとし、
- (4) 前記(3)の規定によりこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座の存在が前提となる各種お取引があるときには、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者への通知なく解約されるものとし、
- (5) 前記(3)(4)の規定により、カード等が発行されている各種お取引が解約された場合、当該カード等については、当金庫へ返却していただくか、当該カード等の磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ預金者において廃棄してください。
- (6) 一旦支払われた未利用口座管理手数料については返却いたしません。
- (7) 未利用口座及び未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額等の本条に定める事項は、事前に相当の期間を置いて当金庫ホームページ上で公表する方法等により、変更することがあります。

改正後の規定は、本改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。  
各種規定の全文につきましては、弊庫ホームページ(規定一覧)をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。